

令和3年10月（第13回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和3年10月28日（木） 午後1時30分～午後4時15分

2 場 所

教育委員会事務局 1階ホール

3 出席者

伊藤教育長、河村委員、寺崎委員、平岡委員

4 事務局

芳岡教育部長、原田学校教育課長、塩田学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人權教育課長、前田図書館長、村崎体育課長、清水学校給食センター所長、升教育総務課長、久岡教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 令和3年度地方教育行政功労者表彰等の受賞について
- (2) 中学校の文化祭について
- (3) 令和2年度の児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

6 議 事

(1) 報 告

ア 報告第47号 光市学校給食費条例の制定について

報告第48号 光市学校給食費条例施行規則の制定について

(ア) 概 要

学校給食の公会計化に伴う学校給食費の徴収等を定めた条例が市議会で可決されたため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見等

① 意 見

公会計化されて口座振り込みになることによって、先生方の負担は減るのではないかと思う。

公会計化後は、保護者からの集金の徹底をしなければならないと思うが、その方法と、遅延損害金の周知はどのようにするのか。

② 回答

パンフレットなどの作成により、在学児童生徒には学校を通じて、また、新入学児童については、1日入学のタイミングで周知を行うことを考えている。

遅延損害金は、今までは適用していませんでしたが、今後は、公費ということで、民法のルールに則って滞納者に対処する。

③ 意見

遅延が発生した際の対処を知らせておく必要があると思うが、これも事前に周知するのか、それとも、遅延が発生したときに改めて該当者に通知するのか、どのようにされるのか。

④ 回答

公会計化に伴って、保護者から学校給食申込書を提出していただくことになるが、この様式に遅延損害金が発生することを明記することとしている。

⑤ 回答

学校にとっては、働き方改革を進めるうえで大変ありがたいこと。

来年度当初からスムーズに移行するよう準備する必要があるので、各学校の給食担当者と学校事務職員としっかり協議を進めながら、円滑に進めたいと考えている。

⑥ 意見

あまりおられないと思うが、「給食はいらない」という想定もあるか。

その場合、どういった取り扱いになるのか。

⑦ 回答

基本的には、お願いするしかないと考えている。実際に給食を食べておられない方、アレルギー等で食べることができない方については辞退の意思を示していただくよう、学校と連携しながら申込書の提出をお願いしたいと考えている。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

イ 報告第49号 令和2年度光市一般会計教育費関係決算について

(ア) 概要

令和2年度光市一般会計教育費関係決算について、教育総務課長より報告。

(イ) 内容

概要のとおり。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

ウ 報告第50号（秘密会） 区域外就学の承認について

(ア) 概 要

区域外就学の承認について、事務局より説明。

(イ) 内 容

区域外就学の協議及び申請のあった2件を承認したことについて報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。